

令和8年度 学校施設（体育施設及び照明）開放事業のご案内



鹿沼市は、地域のスポーツ振興とみなさんの健康づくりを応援します！

鹿沼市教育委員会

目 次

1 趣旨	1
2 開放施設	1
3 利用条件	1
4 利用心得	2
5 利用手続き	3
(1) 学校開放施設利用団体登録	
(2) 学校開放施設利用許可申請	
(3) 施設の利用について	
6 施設の管理体制	5
7 緊急時のAED使用とスポーツ安全保険のご案内	6
8 令和8年度 開放施設一覧・管理指導員連絡先	7

市

1 趣旨

鹿沼市教育委員会の所管に属する学校施設のうち体育館及び校庭（照明施設を含む）を学校教育に支障のない範囲で市民へ開放し、活動の場を提供することによって、広く市民の体力づくりとスポーツレクリエーション活動の普及・促進を図ります。

2 開放施設

	鹿沼地域					粟野地域				
学校種別 および 開放施設数		小学校	中学校	高等学校	計		小学校	中学校	高等学校	計
	体育館	18	8	0	26	体育館	4	★1	0	5
	校 庭	1	8	1	10	校 庭	4	0	0	4
開放日	・月～土曜日 <u>※校庭の開放は4月～11月末まで</u> <u>(高等学校は4月～10月末まで)</u>					月～日曜日				
開放時間	原則 午後7時～午後9時 (6～8月は午後7時30分 ～午後9時30分)					原則 平 日：午後6時～午後9時 (6～8月は午後6時30分 ～午後9時30分) 土日祝：午前8時～午後9時				
開放 しない日	・日曜日 ・学校閉庁日 ・その他教育委員会の定める日 (学校行事、地域行事、施設の工事等)					・学校閉庁日 ・その他教育委員会の定める日 (学校行事、地域行事、施設の工事等)				
使用料 ※使用料は 夜間照明 使用料	体育館：2時間 1,000円 (1時間 500円) 校 庭：2時間 2,000円 (1時間 1,000円)					体育館：3時間 1,500円 (1時間 500円) 校 庭：3時間 3,000円 (1時間 1,000円)				
備考	★粟野中学校は、鹿沼地域の開放日時と同じ扱いですのでご注意ください。									

3 利用条件

- 団体の代表者は鹿沼市在住の成人者、構成員は鹿沼市在住または在勤者であること。
- 教育委員会に利用団体登録申請をし、許可を得た団体であること。
- 原則として、1人の代表者は同一種目につき1団体の登録とすること。
- 利用心得を守って、利用できる団体であること。
- ※夜間の学校開放事業について対象は中学生以上となります。



4 利用心得

利用心得

利用にあたっては、学校教育施設であることを十分認識し、以下の心得（ルール）を守って
節度ある利用を心がけてください。

【利用条件】

- ・利用希望団体は、事前に教育委員会に団体登録申請をし、許可を得ること。
- ・団体登録後利用の際は、事前に利用許可申請書（4枚複写）を提出し、教育委員会の許可および学校・管理指導員の了解のもと利用すること。
- ・利用の際は、規定の使用料（使用券）を管理指導員に支払うこと。
- ・施設は、あくまで学校の教育活動に支障のない範囲で開放となるため、都合により開放できない時があることを了解の上、利用すること。

【利用心得】

1. 決められた利用時間を守ること。（必ず後片付け、清掃も含めて時間内に終えること）
2. 許可された施設・器具以外は使用しないこと。
3. 予定日に利用しない場合は、必ず事前に管理指導員に連絡すること。
4. 学校敷地内では絶対にタバコを吸わないこと。（学校敷地付近での喫煙もご遠慮ください）
5. 小さなお子さんを連れての利用は、できるだけ避けること。
(やむを得ず一緒に連れてきた場合は、常時付添いをつけること。)
6. 体育館内の飲食は行わないこと。（水分補給のためのペットボトルは可。）
7. 体育館利用の際は、必ず専用シューズに履き替えること。（シューズは、毎回必ず持ち帰ること。）
8. 利用後は、必ず清掃及び用具の整理整頓を行うこと。
(ゴミの持ち帰り、体育館のモップかけ、グラウンド整備、窓・トイレの施錠、消灯確認 等)
9. 施設及び器具の破損等、何か問題が発生した場合は、必ず管理指導員及び教育委員会に連絡し、修理・補修等責任を持って対応すること。（器物破損等は、利用団体の賠償となります。）
10. 自家用車は、校庭を横断せず、学校指定の場所に駐車すること。
(工事等によりやむを得ず校庭を横切る場合は、学校が指定した場所を通過すること。)
11. 施設の利用にあたっては、管理指導員の指示に従うとともに、近隣住民の生活にも十分配慮し利用すること。（施設利用後は速やかに帰宅し、活動終了後の立ち話等はご遠慮ください）

※利用心得を守っていただけない団体は、登録の取消し又は施設の利用停止をすることがありますので、ご協力をお願いします。



5 利用手続き

(1) 学校開放施設利用団体登録申請

学校開放施設の利用にあたっては、すべての利用者に団体登録をしていただきます。

「学校施設」を児童生徒の教育活動以外の目的で開放することから、利用者をきちんと把握し、施設利用の責任の所在を明らかにすることで、しっかりとした施設の管理・運営を行うためです。

また、登録をしていただくことで、利用希望状況を把握し、限られた施設をより有効に活用することができるとともに、利用者は施設の確保がしやすくなり、定期的、継続的に活動することができます。

① 団体登録申請の方法

例年、12月～1月頃に、広報かぬまや市ホームページにて次年度（4月～）の団体登録募集の案内をします。また、現年度に登録をしている団体へは案内や申請書を郵送しますので、スポーツ振興課が指定する期日までに申請書をご提出ください。

また、年度途中の申請は、随時、受付けています。

※登録許可の有効期限は当該年度の3月末日までとなりますので、必ず、年に一度、団体登録申請が必要です。

※申請書はスポーツ振興課（TKC いちごアリーナ内）または市のホームページにあります。

※施設を利用する際は、団体登録申請のほか、利用許可申請が必要です。詳しくは、次ページの「(2) 学校開放施設利用許可申請」をご確認ください。

② 団体登録申請書の提出先

スポーツ振興課（TKC いちごアリーナ内）

③ 団体登録申請期間

・年度当初の団体登録申請（4月から利用する場合）は、スポーツ振興課が指定する日まで

・年度途中（5月以降から利用する場合）の団体登録申請は、利用月の前月15日まで（必着）

※15日が土日祝日の場合は、15日以前の最終営業日が締切日となります。

④ その他

・利用希望日が他団体と重複した場合は、団体間での話し合いにより利用希望日を決定していただきます。例年、2月中旬～3月上旬頃に全利用団体を対象とした代表者会議・調整会議を行っています。

※前年度の利用を理由にした優先権はありません。

※「二団体利用」（半面ずつの利用）が可能か、他の曜日や他校へ移動することが可能かという点をもとに調整をしてください。調整がつかない場合は、くじ引きにより決定します。

・年度途中での団体登録申請は、空いている学校開放施設および曜日から選んでいただきます。

・利用者の追加がある場合は、新規利用者の情報をスポーツ振興課までご提出ください。

（2）学校開放施設利用許可申請

登録団体は、事前に学校開放施設利用許可申請書（4枚複写）を提出し、教育委員会の許可を受けるとともに、学校及び管理指導員の了解のもと利用してください。

※利用団体登録だけでは、施設をご利用できませんのでご注意ください。

① 利用許可申請の方法

3カ月分を1単位として申請書を提出してください。

（4～6月分、7～9月分、10～12月分、1～3月分）

※利用許可申請書の様式は、管理指導員またはスポーツ振興課よりお受け取りください。

② 利用許可申請書の提出期間および提出先

- 利用許可申請書の提出期間は下記のとおりです。スポーツ振興課より申請案内は行いません。
また、提出期限を過ぎた申請書は受理できませんので、下記期間に必ず提出してください。（必着）

利用月	提出期間 ※2	提出先
4～ 6月分	<u>～ 3月13日</u>	スポーツ振興課 ※1
7～ 9月分	<u>5月27日～ 6月15日</u>	
10～12月分	<u>8月27日～ 9月15日</u>	管理指導員もしくは スポーツ振興課
1～ 3月分	<u>11月26日～12月15日</u>	



※1 4～6月分の申請書の提出先はスポーツ振興課になりますのでご注意ください。

※2 15日が土日祝日の場合は、15日以前の最終営業日が締切日となります。

- 年度途中での新規団体登録による利用許可申請書の提出については、利用月の前月15日までにご提出ください。

（3）施設の利用について

① 使用料

事前に使用券（シール）を購入し、利用の際に管理指導員へ渡してください。

使用券は下記の施設で購入できます。（1枚500円分）

TKCいちごアリーナ、文化センター、各地区コミュニティセンター、スポーツ振興課

※シールの返却・返金はできませんのでご注意ください。（有効期限はありません。）

② 利用の際の留意事項

- 利用心得を遵守いただき、施設をご利用ください。
※施設の清掃は、利用時間内に行ってください。
- 管理指導員へ利用人数等の報告をお願いします。
- 利用予定日に利用しない場合は、必ず、事前に管理指導員へ連絡をしてください。

6 施設の管理体制

- 教育委員会の規定に基づいて開放することを決定した時間帯及び施設については、当該校長は管理責任を負わないものとします。
- 施設の管理は、教育委員会の責任のもと、教育委員会から委嘱された各学校の管理指導員が管理・指導にあたります。
- 各学校の管理指導員は、代表者会議（例年2～3月頃）において利用団体代表者に開示をしています。（事情により管理指導員が不在の学校もあります。）
管理指導員が不明の場合はスポーツ振興課へお問合せ下さい。
- 管理指導員は、施設の安全管理及び有効な利用を図るため、教育委員会と連携しながら管理及び指導にあたります。業務内容については、下記のとおりです。



管理指導員の主な業務内容

○日常利用時の施設の管理

（施設の鍵の開け閉めや照明の点消灯。利用後の清掃や用具の整とん等の指導監督）

○利用申請書のとりまとめ

（各団体からの申請書を取りまとめ、スポーツ振興課へ提出する。）

○各団体への利用許可通知

（スポーツ振興課から戻された許可書を各団体へ配布し、利用日を確認する。）

○使用料（使用券）の受領及び事業日誌への記録

○利用結果表の作成・提出

（月ごとに利用状況を集計し、市教委へ報告する。）

○施設・備品の故障やトラブルへの対応 など

7 緊急時のAED使用とスポーツ安全保険のご案内

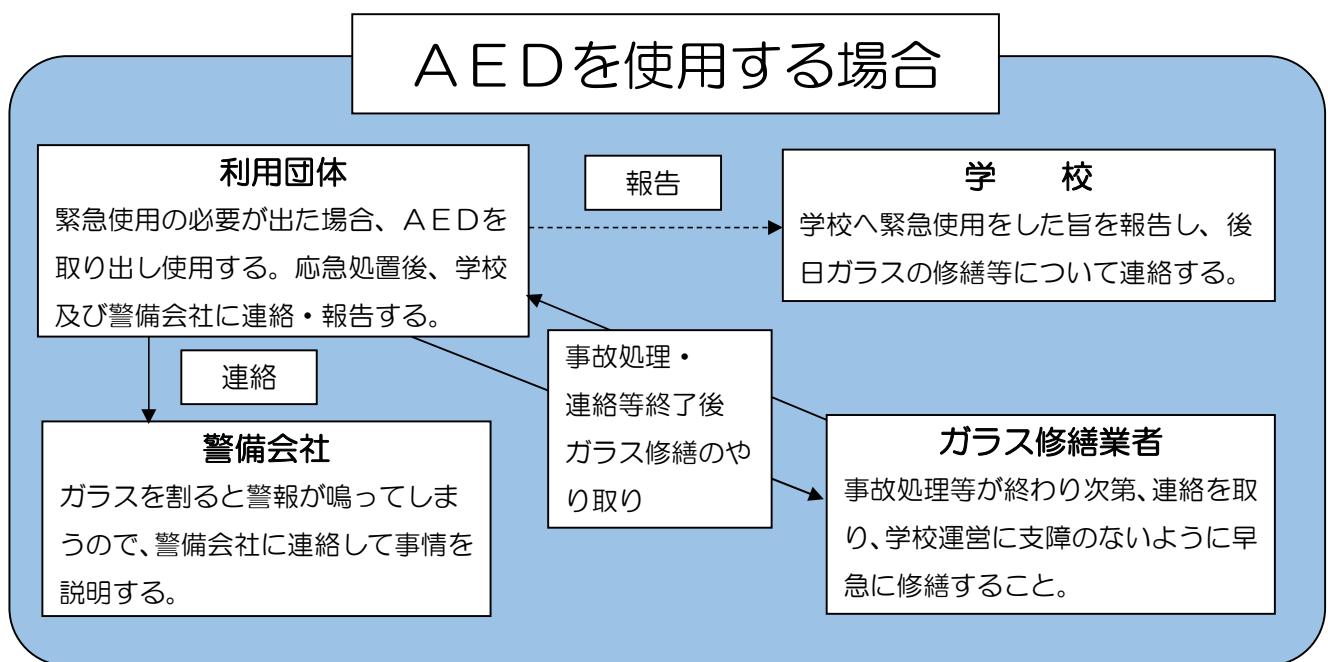
万が一に備え、各校に1台以上AEDを配備しています。

緊急時にAEDを使用する場合、保健室や職員室など、体育館から離れた場所に保管している学校もあります。

AEDを使用する事態が発生した場合、AEDが校舎内に保管してある学校については、玄関や窓ガラス等を割って校舎内に入り、AEDを取り出しても問題ありません。

(教育委員会と学校間で申し合わせ済の事項です。非常時には、玄関や窓ガラスをためらわずに割ってAEDを使用してください。)

AED設置場所については、スポーツ振興課または各学校へお問合せください。



※割ったガラスの修繕については、公益財団法人スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」が適用されますので、加入済の方はご利用ください。もちろん、他の損害保険などに加入されている方は、そちらをご利用いただいても構いません。

※スポーツ安全保険の資料は、スポーツ振興課事務室内に用意しておりますので、加入をご検討の方はお申し出ください。

※消耗品であるAEDの電極パッドに関しては使用者の負担となります。スポーツ安全保険では適用になりませんのでご注意ください。

8 令和8年度 開放施設一覧・管理指導員連絡先控

No.	学校名	管理施設	学校所在地	学校電話番号
1	中央小	体	今宮町 1624	62-5161
2	東小	体	東末広町 1082	62-7245
3	西小	体	上日向 606	62-3424
4	北小	体	泉町 2457	62-3421
5	菊沢東小	体	仁神堂町 530	62-3476
6	菊沢西小	体	見野 75	62-3479
7	石川小	体	上石川 1344	76-2019
8	津田小	体	深津 1390	76-2608
9	池ノ森小	体	池ノ森 757-1	75-3664
10	さつきが丘小	体	茂呂 1086-5	65-0919
11	みどりが丘小	体	西茂呂 3-7-19	65-4844
12	北押原小	体	樅山町 82	62-3480
13	加園小	体・校	加園 2800	62-3482
14	板荷小・ 板荷中	体(小) 校(中)	板荷 2775 板荷 2675	64-8251 64-8151
15	南摩小	体	油田町 100	77-2014
16	上南摩小	体	上南摩町 732	77-3073
17	楡木小	体	楡木町 70-2	75-2044
18	みなみ小	体	南上野町 503	75-4021
19	清洲第一小	体・校	久野 620-1	85-2543
20	清洲第二小	体・校	北半田 1515	75-2662
21	永野小	体・校	上永野 310	84-0023
22	粕尾小	体・校	下粕尾 1444-1	83-0866
23	東中	体・校	府中町 393	62-7225
24	西中	体・校	日吉町 527	62-7251
25	北中	体・校	武子 708	65-3773
26	北犬飼中	体・校	上石川 1573	76-2014
27	北押原中	体・校	樅山町 297	62-3473
28	加蘇中	体	加園 1841	64-0962
29	南摩中	体・校	西沢町 1414	77-2009
30	南押原中	体・校	磯町 1085	75-2336
31	粟野中	体	口粟野 1160	85-8787
32	鹿沼東高校	校	千渡 2050	62-7051
スポーツ振興課			下石川 694-1	63-2255
			sports01@city.kanuma.lg.jp	

管理指導員連絡先

住所 :

氏名 :

連絡先 :

- ・利用を休止する際は、必ず、管理指導員に連絡をして下さい。
- ・連絡先の取扱いにはご注意下さい。

同時利用団体連絡先控

団体名 :

代表者名 :

連絡先 :

- ・2団体利用をする団体は、一緒に利用する団体と連絡先を交換し、利用を休止する際などに連絡をして下さい。
- ・連絡先の取扱いにはご注意下さい。

